官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を改正する告示（農林水産一五七四）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人酒類総合研究所令和七年度財務諸表、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和七事業年度財務諸表、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　三四
会社その他
会社決算公告　三五

法規的告示

○農林水産省告示第千五百七十四号

平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の規定に基づき、昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年十月十九日

農林水産大臣　武部　新